

第二百一十一回国
参議院国土交通委員会会議録第五号

令和五年四月四日(火曜日)

午前十時五分開会

委員の異動

三月十七日

辞任

梶原 大介君

山本佐知子君

鬼木 誠君

三月二十日

辞任

野上浩太郎君

藤川 政人君

勝部 賢志君

三月二十七日

辞任

永井 学君

吉井 章君

三月二十八日

辞任

野上浩太郎君

藤川 政人君

三月二十九日

辞任

三上 えり君

三月三十日

辞任

梶原 大介君

吉田 忠智君

三月三十一日

辞任

岡田 直樹君

四月三日

山口那津男君

補欠選任

藤川 政人君

野上浩太郎君

勝部 賢志君

補欠選任

山本佐知子君

梶原 大介君

鬼木 誠君

補欠選任

野上浩太郎君

藤川 政人君

補欠選任

永井 学君

吉井 章君

補欠選任

吉田 忠智君

補欠選任

岡田 直樹君

三上 えり君

補欠選任

梶原 大介君

高橋 光男君

辞任

室井 邦彦君

補欠選任

中条きよし君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

蓮 舫君

青木 一彦君

長谷川 岳君

森屋 隆君

高橋 光男君

石井 苗子君

委員

足立 敏之君

石井 浩郎君

大野 泰正君

梶原 大介君

清水 真人君

鶴保 庸介君

豊田 俊郎君

永井 学君

山本佐知子君

吉井 章君

鬼木 誠君

三上 えり君

竹谷とし子君

矢倉 克夫君

中条きよし君

嘉田由紀子君

浜口 誠君

田村 智子君

木村 英子君

斉藤 鉄夫君

豊田 俊郎君

国土交通副大臣

石井 浩郎君

大臣政務官

国土交通大臣政務官

清水 真人君

事務局側

常任委員会専門員

清野 和彦君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(蓮舫君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日、室井邦彦君が委員を辞任され、その補欠として中条きよし君が選任されました。

○委員長(蓮舫君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認めます〕

○委員長(蓮舫君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に高橋光男君を指名いたします。

○委員長(蓮舫君) 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。斉藤国土

交通大臣。

○国土大臣(斉藤鉄夫君) ただいま議題となりました気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

近年、自然災害の頻発化、激甚化等を背景として、防災対応のために国や都道府県が行う予報の高度化が求められております。加えて、洪水等の発生時における民間の事業継続等のために、国等が行う予報を補完する局所的な予報に対するニーズも高まっております。こうした状況を踏まえ、地方公共団体や住民、民間事業者等における様々な防災対応がより適確に実施されるよう、防災に関する情報提供を充実させていくため、最新技術を踏まえながら、官民それぞれの予報の高度化、充実を図ることが必要です。

このような趣旨から、この度この法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、都道府県が行う洪水予報の高度化を図るため、国土交通大臣が、都道府県知事の求めに応じ、都道府県の洪水予報河川の予測水位情報を提供する仕組みを構築することとしております。

第二に、令和四年一月に発生したトンガ諸島付近の大規模噴火に伴う潮位変化を踏まえ、火山現象に伴う津波の予報を適確に実施するため、気象庁の予報及び警報の対象となる水象の定義に、火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象を追加することとしております。

第三に、洪水や土砂崩れ等の気象に関連する現象の予報業務について、最新技術の導入による予報の精度向上を図るため、許可の基準を最適化するなど、許可制度の見直しを行うこととしております。

第四に、防災に関連する予報の適切な提供を確

保するため、社会的な影響が特に大きい現象の予報業務については、あらかじめ説明を受けた利用者に限って提供できることとしております。

第五に、許可事業者による予報の精度向上を図るため、許可事業者が予報業務に用いることができる気象測器を拡充することとしております。

そのほか、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長（蓮舫君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時九分散会

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、交通運輸産業における迅速な運賃改定と賃金・労働条件への確実な反映に関する請願（第五四六号）（第五四七号）（第五四八号）（第五四九号）（第五五〇号）（第五六一号）（第五六二号）（第五六三号）（第五六四号）（第五六五号）（第五六六号）（第五六七号）（第五六八号）（第五六九号）（第五七〇号）（第五七八号）（第六一八号）（第六一九号）（第六二〇号）

第五四六号 令和五年三月十日受理

交通運輸産業における迅速な運賃改定と賃金・労働条件への確実な反映に関する請願

請願者 兵庫県加古川市 武田悠暉 外四千八百十三名

紹介議員 水岡 俊一君
ハイヤー・タクシー（以下「ハイタク」という。）労働者を始め、鉄軌道、バス、トラックなどで働く交通運輸労働者は、人流・物流を支えるエッセンシャルワーカーである。しかし、急激な物価高騰の中で低賃金にあえぎ、離職者が相次いでお

り、このままでは交通崩壊を招く危機にある。特に、歩合給主体で働くハイタク労働者はコロナ禍で極端な賃金低下が生じ、働き盛りの世代を中心に非常に多くの者が職場を去った。労働力不足により夜間・早朝の配車が不可能になるなど、公共交通としての責務を果たしきれない事例も多発している。事業者の多くが赤字経営で多額の債務を抱え、賃上げどころか最低賃金の適正支給すら困難な職場もあるのが実態である。賃金の原資を確保し、物価高騰などのコスト増加を賄うためには、運賃・料金を改定するほか道はない。ただ、公共的性格を持つハイタクや交通運輸事業の運賃の値上げには厳格な規制があり、改定が実現しないケースや改定率が小さく人件費や安全コストに十分な反映がでないケースも存在する。さらに、手続が煩雑で申請準備から認可・許可までに長期間を要し、社会・経済情勢の変化に即応できないという課題もある。何より、せっかく運賃改定が実現しても事業者側が経営難を理由に労働分配率を切り下げる事例も発生しており、最大の目的であるはずの賃金・労働条件の向上が果たされていない。

ついては、交通運輸産業の運賃改定に関して、次の事項について実現を図られたい。

一、物価高騰などの社会・経済情勢に、迅速に対応できるよう制度を改善すること。

二、少なくとも地域最低賃金額を十分に上回り、他産業との賃金格差を改善できる「固定的な人件費」を基礎として、運賃改定額を算定すること。

三、運賃改定の増収分が、賃金・労働条件に確実に反映されるための実効性ある制度を構築すること。

四、これ以上の離職者を防ぐため、交通運輸労働者に対する直接支援を検討すること。

第五四七号 令和五年三月十日受理

交通運輸産業における迅速な運賃改定と賃金・労働条件への確実な反映に関する請願

請願者 札幌市 宮田利男 外千四百四十七名
紹介議員 勝部 賢志君
この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。

第五四八号 令和五年三月十日受理

交通運輸産業における迅速な運賃改定と賃金・労働条件への確実な反映に関する請願

請願者 北海道苫小牧市 上野慎一 外千四百九十九名

紹介議員 岸 真紀子君
この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。

第五四九号 令和五年三月十日受理

交通運輸産業における迅速な運賃改定と賃金・労働条件への確実な反映に関する請願

請願者 福岡市 吉原希美 外五百四名
紹介議員 古賀 之士君
この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。

第五五〇号 令和五年三月十日受理

交通運輸産業における迅速な運賃改定と賃金・労働条件への確実な反映に関する請願

請願者 青森県上北郡東北町 向井研一郎 外二千二百三名
紹介議員 田名部匡代君
この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。

第五六一号 令和五年三月十三日受理

交通運輸産業における迅速な運賃改定と賃金・労働条件への確実な反映に関する請願

請願者 茨城県日立市 友部真也 外八百六十一名
紹介議員 小沼 巧君
この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。

第五六三号 令和五年三月十三日受理

交通運輸産業における迅速な運賃改定と賃金・労働条件への確実な反映に関する請願

請願者 さいたま市 西川雄斗 外千四百七十五名
紹介議員 高木 真理君
この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。

第五六四号 令和五年三月十三日受理

交通運輸産業における迅速な運賃改定と賃金・労働条件への確実な反映に関する請願

請願者 石川県金沢市 真田一輝 外三千六百四十三名
紹介議員 辻元 清美君
この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。

第五六五号 令和五年三月十三日受理

交通運輸産業における迅速な運賃改定と賃金・労働条件への確実な反映に関する請願

請願者 山形市 奥村祐太 外九百九十七名
紹介議員 芳賀 道也君
この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。

第五六六号 令和五年三月十三日受理

交通運輸産業における迅速な運賃改定と賃金・労働条件への確実な反映に関する請願

請願者 山形県天童市 梅津透 外六百五十四名
紹介議員 舟山 康江君
この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。

第五六七号 令和五年三月十四日受理

交通運輸産業における迅速な運賃改定と賃金・労働条件への確実な反映に関する請願

請願者 埼玉県幸手市 前田真吾 外千三百六十四名
紹介議員 熊谷 裕人君
この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。

第五六八号 令和五年三月十四日受理

交通運輸産業における迅速な運賃改定と賃金・労働条件への確実な反映に関する請願

働条件への確実な反映に関する請願 請願者 名古屋市 岩間和代 外六千四名 紹介議員 斎藤 嘉隆君 この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。	働条件への確実な反映に関する請願 請願者 福岡市 加勢田浩司 外四百五十名 紹介議員 野田 国義君 この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。	支援の強化及び鉄道災害復旧基金の創設に関する請願 請願者 埼玉県秩父郡東秩父村 市田仁子 外二百二十九名 紹介議員 伊藤 岳君 この請願の趣旨は、第一六四号と同じである。	百二十九名 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第一六四号と同じである。
第五六九号 令和五年三月十四日受理 交通運輸産業における迅速な運賃改定と賃金・労働条件への確実な反映に関する請願 請願者 名古屋市 高木久弥 外九百九十四名 紹介議員 田島麻衣子君 この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。	第六二〇号 令和五年三月十六日受理 交通運輸産業における迅速な運賃改定と賃金・労働条件への確実な反映に関する請願 請願者 愛媛県西条市 木本成海 外五千五百五十名 紹介議員 森屋 隆君 この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。	第六八五号 令和五年三月十七日受理 地域公共交通、鉄道網の維持、改善のための財政支援の強化及び鉄道災害復旧基金の創設に関する請願 請願者 奈良県天理市 出口めぐみ 外二百二十九名 紹介議員 岩渕 友君 この請願の趣旨は、第一六四号と同じである。	第六八九号 令和五年三月十七日受理 地域公共交通、鉄道網の維持、改善のための財政支援の強化及び鉄道災害復旧基金の創設に関する請願 請願者 滋賀県栗東市 安藤玲子 外二百二十九名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一六四号と同じである。
第五七〇号 令和五年三月十四日受理 交通運輸産業における迅速な運賃改定と賃金・労働条件への確実な反映に関する請願 請願者 相模原市 和田信介 外二千四百九十五名 紹介議員 水野 素子君 この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。	三月三十一日本委員会に左の案件が付託された。 一、地域公共交通、鉄道網の維持、改善のための財政支援の強化及び鉄道災害復旧基金の創設に関する請願(第六八三号)(第六八四号)(第六八五号)(第六八六号)(第六八七号)(第六八八号)(第六八九号)(第六九〇号)(第六九一号)(第六九二号)(第六九三号) 一、交通運輸産業における迅速な運賃改定と賃金・労働条件への確実な反映に関する請願(第六九四号) 一、安全・安心で快適な公営住宅制度を求めることに関する請願(第七五七号)	第六八六号 令和五年三月十七日受理 地域公共交通、鉄道網の維持、改善のための財政支援の強化及び鉄道災害復旧基金の創設に関する請願 請願者 北海道恵庭市 吉田りわ 外二百三十四名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一六四号と同じである。	第六九〇号 令和五年三月十七日受理 地域公共交通、鉄道網の維持、改善のための財政支援の強化及び鉄道災害復旧基金の創設に関する請願 請願者 北海道滝川市 岸さち子 外二百二十九名 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第二六四号と同じである。
第五八八号 令和五年三月十五日受理 交通運輸産業における迅速な運賃改定と賃金・労働条件への確実な反映に関する請願 請願者 山口県下関市 小川勇利夫 外千六百十八名 紹介議員 田村 まみ君 この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。	第六八三号 令和五年三月十七日受理 地域公共交通、鉄道網の維持、改善のための財政支援の強化及び鉄道災害復旧基金の創設に関する請願 請願者 愛知県豊田市 榊原和江 外二百二十九名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第一六四号と同じである。	第六八七号 令和五年三月十七日受理 地域公共交通、鉄道網の維持、改善のための財政支援の強化及び鉄道災害復旧基金の創設に関する請願 請願者 愛知県新城市 浅尾由香 外二百二十九名 紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第一六四号と同じである。	第六九二号 令和五年三月十七日受理 地域公共交通、鉄道網の維持、改善のための財政支援の強化及び鉄道災害復旧基金の創設に関する請願 請願者 滋賀県草津市 松井美津子 外二百二十九名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第二六四号と同じである。
第六一九号 令和五年三月十六日受理 交通運輸産業における迅速な運賃改定と賃金・労働条件への確実な反映に関する請願 請願者 札幌市 木村大介 外九百九十八名 紹介議員 徳永 エリ君 この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。	第六八四号 令和五年三月十七日受理 地域公共交通、鉄道網の維持、改善のための財政支援の強化及び鉄道災害復旧基金の創設に関する請願 請願者 京都府福知山市 山田順子 外二	第六八八号 令和五年三月十七日受理 地域公共交通、鉄道網の維持、改善のための財政支援の強化及び鉄道災害復旧基金の創設に関する請願 請願者 京都府福知山市 山田順子 外二	第六九三号 令和五年三月十七日受理 地域公共交通、鉄道網の維持、改善のための財政支援の強化及び鉄道災害復旧基金の創設に関する請願 請願者 滋賀県草津市 松井美津子 外二百二十九名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第二六四号と同じである。

第六九三号 令和五年三月十七日受理
地域公共交通、鉄道網の維持、改善のための財政支援の強化及び鉄道災害復旧基金の創設に関する請願

請願者 奈良県大和郡山市 加藤玲子 外
二百二十九名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一六四号と同じである。

第六九四号 令和五年三月十七日受理

交通運輸産業における迅速な運賃改定と賃金・労働条件への確実な反映に関する請願

請願者 名古屋市長 大東和斉司 外八百九十七名

紹介議員 森本 真治君

この請願の趣旨は、第五四六号と同じである。

第七五七号 令和五年三月二十日受理

安全・安心で快適な公営住宅制度を求めることに
関する請願

請願者 東京都練馬区 林浩 外三千三百四十五名

紹介議員 田村 智子君

今、公営住宅の現状は、収入分位一（十万四千円）以下の低所得者が集住化する救貧住宅化とともに、高齢化率五〇％を超える限界団地化の様相を呈している。また、外国籍の住民が多く入居する傾向が顕著となり、多文化共生の課題も抱えている。公営住宅のこれらの現状は、公営住宅団地の健全なコミュニティが阻害され、団地住民の自治活動に大きな困難をもたらしている。健全で安心・快適なコミュニティの形成は、多様な世代がミックスされて成立することを考えれば、特定の階層が集住するような住宅政策は問題が多過ぎる。公営住宅のこうした課題を解決するには、公営住宅の入居収入基準を見直し、多様な世代が入居できるよう入居収入基準を引き上げることが必要である。公営住宅の入居収入基準を一九九六年の公営住宅法改正以前の三三％まで引き上

げことを求める。過去三年間のコロナ危機において、失業や廃業に伴う住宅喪失者が大量に生まれた。こうした住宅を喪失した人々に厚生労働省は住宅確保給付金で対応したが、その支給要件は限定的で住まいの確保に十分応えられていないのが現状である。また、公営住宅の応募倍率は都市部を中心に高い率を示し、住宅に困窮する国民の要望に十分応えられていない。にもかかわらず公営住宅の戸数は減少傾向にある。今回のようなコロナ危機や災害列島日本では、公営住宅を減らすのではなく、むしろ大量供給し、住宅セーフティネットの機能と役割を十分果たし、国民の住宅保障要求に応えるべきである。公営住宅のストックは、一九七〇年前後の大量建設時代に供給されたものが多くある。この時代に供給された公営住宅は、建物の老朽化が進み安全性が懸念されると同時に、著しい高齢社会の進展によって在宅介護が日常化しつつある中、バリアフリーを含めてトイレや浴槽などが在宅介護可能な住まいになっていないと到底言えない状況である。こうした課題を根本的に解決する方策は、建物本体の建て替えをすることで可能となり、健康で文化的な人間居住にふさわしい住宅となる。なお、建て替えば、既存入居者の意見や要望を聴き取り、十分に協議をして、その理解と納得の上で推進することを求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、公営住宅の入居収入基準を見直し、引き上げること。

二、公営住宅を大量供給し、国民の住宅保障の要求に応えること。

三、公営住宅の建て替えを促進し、健康で文化的な住宅にすること。

四月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律

（気象業務法の一部改正）

第一条 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「又は地震」を「地震又は火山現象」に改め、同条第六項中「基く」を「基づく」に改め、同条第七項中「起る」を「起こる」に改める。

第九条中「規定により許可」を「許可」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十七条第一項の許可を受けた者は、気象庁が行った観測又は前項の検定に合格した気象測器を用いた観測（以下この項において「本観測」という。）の成果に基づいて同条第一項の予報業務を行うに当たり、本観測の成果を補完するために行う観測（以下この項において「補完観測」という。）に用いる気象測器については、前項の検定に合格していないものであっても、国土交通省令で定めるところにより、本観測の正確な実施に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、補完観測が当該予報業務の適確な遂行に資するものであることについての気象庁長官の確認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、当該補完観測に使用することができる。

第十四条の二第二項中「はん濫した」を「氾濫した」に、「はん濫に」を「氾濫に」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第十一条の二第二項の規定による情報の提供を受けたときは、これを踏まえるものとする。

第十四条の二第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 気象庁は、水防法第十一条の二第二項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たつて、特に専門的な知識を必要とする場合には、水防に関する事務を行う国土交通大臣の技術的助言を求めなければならない。

第十七条第二項中「許可」の下に「（以下この章において「許可」という。）」を、「範囲」の下に「（土砂崩れ（崖崩れ、土石流及び地滑りをいう。以下同じ。））、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「気象関連現象予報業務」という。）をその範囲に含む予報業務の許可にあつては、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行うか否かの別を含む。第十九条第一項及び第四十六条第三号において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報の業務（以下「特定予報業務」という。）をその範囲に含む予報業務の許可については、当該特定予報業務に係る予報業務の目的は、第十九条の三の規定による説明を受けた者によりのみ利用させるものに限られるものとする。

第十八条第一項中「前条第一項の規定による」を削り、同項第四号中「予報業務のうち現象」を「業務に係る地震動、火山現象又は津波」に改め、「方法が」の下に「それぞれ」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「地震動、火山現象及び津波の予報以外」を「気象又は地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。以下この号及び第十九条の二において同じ。）」に、「予報業務」を「業務に係る気象又は地象の予想」に、「第十九条の二」を「同条前段」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定予報業務を行おうとする場合にあつては、第十九条の三の規定による説明を適確に行うことができる施設及び要員を有するものであること並びに当該説明を受けた者以外の者に予報事項が伝達されることを防止するために必要な措置が講じられていること。

第十八条第一項に次の一号を加える。

六 気象関連現象予報業務を行おうとする場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める基準に適合するものであること。

イ 当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行わない場合 当該気象関連現象予報業務に係る土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予想の方法がそれぞれ国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

ロ 当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行う場合 当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行う事業所につき第十九条の二前段の要件を備えることとなつていこと及び当該気象関連現象予報業務に係る土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予想の方法がそれぞれイの技術上の基準に適合するものであること。

第十八条に次の一項を加える。

3 気象庁長官は、土砂崩れ又は洪水の予報の業務をその範囲に含む予報業務の許可をしようとするときは、当該予報業務のうち土砂崩れ又は洪水の予想の方法が第一項第六号イの技術上の基準に適合するものであることについて、砂防又は水防に関する事務を行う国土交通大臣に協議しなければならない。

第十九条第一項中「第十七条第一項の規定により」を削り、「同条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第十九条の二及び第十九条の三を次のように改める。

（気象予報士の設置及び業務）

第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、当該予報業務のうち気象又は地象の予想を行う事業所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、気象予報士（第二十四条の二十の登録を受けている者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該気象又は地象の予想については、気象予報士に行わせなければならない。

一 気象又は地象の予報の業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者
二 気象関連現象予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者（前号に掲げる者を除く。）であつて、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行うもの
（特定予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者の説明義務）

第十九条の三 特定予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、当該特定予報業務を利用しようとする者に対し、その利用に当たつて留意すべき事項その他の国土交通省令で定める事項を説明しなければならない。

第二十条及び第二十条の二中「第十七条の規定により」を削る。

第二十一条中「第十七条の規定により」を削り、「二」を「いずれかに」に改める。

第二十二条中「第十七条の規定により」を削る。

第二十三条中「地震動、火山現象」を「地象」に改める。

第二十六条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「第十八条（第一項第二号から第四号までを除く。）及び」を「第十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項並びに」に改める。

第二十八条第一項中「第九条」を「第九条第一項」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

第三十二条の三中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

第三十二条の四第一項第三号中「第九条」を「第九条第一項本文」に改める。

第三十二条の五第一項及び第三十二条の六第一項中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

第三十二条の十三第一項中「のいずれか」を削り、同条第二項第五号中「第九条」を「第九条第一項」に改め、同条第三項中「第九条」を「第九条第一項」に、「同項」を「前項」に改める。

第三十二条の十四第一項中「第九条」を「第九条第一項」に、「同項」を「前条第二項」に改める。

第四十四条中「者」を「ときは、その違反行為をした者」に改める。

第四十六条中「一に該当する」を「いずれかに該当する場合には、その違反行為をした」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第四号中「第十九条の三」を「第十九条の二後段」に、「行わせた者」を「行わせたとき」に改め、同条第五号から第七号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第四十七条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。

（水防法の一部改正）

第二条 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（情報の提供の求め等）

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

第十二条第一項中「前条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四条の二の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（津波の予報の業務に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の気象業務法（以下「旧気象業務法」という。）第十七条第一項の許可であつて津波の予報の業務に係るものを受けている者の当該津波の予報の業務の範囲については、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後は、同条第二項の規定により地震に密接に関連する海洋の現象である津波の予報の業務に限定されているものとみなす。

2 この法律の施行の際現に火山現象に密接に関連する海洋の現象である津波の予報の業務を行つている者は、施行日から起算して三月を経過する日までの間（その者が当該期間内に当該業務に係るこの法律による改正後の気象業務法（以下「新気象業務法」という。）第十七条第一項の許可又は新気象業務法第十九条第一項の認可の申請をした場合には、当該申請について許可若しくは許可の拒否又は認可若しくは認可の拒否の処分があるまでの間）は、新気象業務法第十七条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該業務

を行うことができる。

3 前項の規定により引き続き火山現象に密接に関連する海洋の現象である津波の予報の業務を行う者については、当該業務について新氣象業務法第十七条第一項の許可を受けた者とみなして、新氣象業務法第四十一条第一項及び第四項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（高潮又は波浪の予報の業務に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に旧氣象業務法第十七条第一項の許可であつて高潮又は波浪の予報の業務に係るものを受けている者は、施行日から起算して三年を経過する日までの間に、当該許可に係る予報業務が新氣象業務法第十八条第一項第一号（同項第六号に係る部分に限る。）及び第六号の基準に適合することについて、氣象庁長官の認可を受けなければならない。

2 前項に規定する者の許可の基準並びに氣象予報士の設置及び業務は、同項の認可を受けるまでの間は、なお従前の例による。

（特定予報業務に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に旧氣象業務法第十七条第一項の許可であつて新氣象業務法第十七条第三項に規定する特定予報業務（以下この条において「特定予報業務」という。）に係るものを受けている者については、次項の認可を受けるまでの間は、当該特定予報業務の目的は、新氣象業務法第十七条第三項の規定にかかわらず、施行日に当該特定予報業務を利用している者（第四項において「既存利用者」という。）にのみ利用させるものとし、新氣象業務法第十九条の三の規定は、適用しない。

2 前項に規定する者は、施行日から起算して六月を経過する日（第四項において「六月経過日」という。）までの間に、当該許可に係る特定予報業務が新氣象業務法第十八条第一項第三号の基準に適合することについて、氣象庁長官の認可を受けなければならない。

3 第一項に規定する者の許可の基準は、前項の認可を受けるまでの間は、なお従前の例による。

4 第二項の認可を受けた者についての新氣象業務法第十七条第三項及び第十九条の三の規定の適用については、当該認可を受けてから六月経過日までの間は、既存利用者を同条の規定による説明を受けた者とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる

場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新氣象業務法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第八条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一百四十三号（中）中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第一項第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「津波」を「津波若しくは同法第十七条第二項の土砂崩れ、高潮、波浪若しくは洪水のうちいずれか」に、「限る」を「限り、既に同法第十八条第一項第四号の予報の業務の許可を受けている者が当該許可の範囲に含まれていない同号の予報の業務を新たに行うために受けるものを除く」に改め、同号（中）「第九条」を「第九条第一項」に改める。